

令和6年(2024年)1月16日

カーター記念黒部名水マラソン実行委員会事務局 御中

適格消費者団体 特定非営利活動法人  
消費者支援ネットワークいしかわ  
理事長 橋本 明夫  
〒920-0206 金沢市北寺町 9番地3  
TEL : 076-254-6733 FAX : 076-254-6744  
E-mail : info@csnet-ishikawa.com  
[連絡先] 金沢合同法律事務所  
弁護士 渡邊 智美  
〒920-0931 金沢市兼六元町 9-40  
TEL : 076-221-4111 FAX : 076-221-4994

## 申入れ終了のご通知および要望書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当法人からの令和5年(2023年)3月17日付質問書及び、11月1日付督促書に対する、貴事務局からの令和5年11月22日付「督促書への回答について」と題された書面を拝受しました。質問書において疑義を呈した部分について趣旨を確認し、また貴事務局からの令和4年12月21日付「申入書への回答について」において示された申込規約の改正案を検討しました結果、当法人としては、本件に関する貴事務局に対する申入れは、これをもって終了させていただくこととしましたので、ご通知いたします。

ただし、次の2点を要望いたします。まず、申込規約新第3条では、「…開催中止の決定をした時点までに要した経費等を勘案し、主催者が定める方法で返還の有無及び返還内容を決定します。」と定めています。これは決定権限付与条項と呼ばれるものであり、もし万が一、消費者に対して返金可能であるにもかかわらず返金しない等の不当な決定が貴事務局においてなされた場合には、法的紛争が生じる恐れがあります。このため、当該条項の適用及び運用の際には、貴事務局 Web サイト上での収支報告の開示などにより、返還の有無及び返還内容の算定根拠を、消費者に対して分かりやすい形で明らかにすることを要望いた

します（消費者契約法第3条第1項ご参照）。

次に、申込規約新第7条の「対応」のご趣旨について、今回の回答において示されたところではありますが、やはり消費者にとっては分かりにくい点は否めないところです。質問書においても示しましたとおり、文言をより分かりやすいものにするよう、要望いたします。

当法人は、今後も消費者の権利確立をめざして、消費者被害の調査、情報提供等を行うとともに、事業者の消費者に対する不当な勧誘行為や、不当契約条項の使用中止の申入れ活動等を行っていく所存です。貴事務局におかれましては、引き続き当法人の活動にご理解とご協力を頂ければ幸いです。

以上